

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人海外日系人協会(以下「本協会」という。)の定款第19条及び第37条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 常勤役員とは、役員のうち、本協会を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。

(3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

(4) 評議員とは、定款第15条に基づき置かれる者をいう。

(5) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給額等)

第3条 本協会は、常勤役員の職務執行の対価として常勤役員俸給表(別表1)に基づき報酬を支給することができる。

2 各々の常勤理事の報酬月額は俸給表のうちから、理事長が理事会の承認を得て決めるものとする。

3 各々の常勤監事の報酬月額は俸給表のうちから、評議員会の承認を得て決めるものとする。

(定例報酬の支給)

第4条 定例報酬は、所得税その他法令等により控除すべき金額を控除し、原則として通貨をもって直接本人に支給する。

2 定例報酬は、その月の1日から末日までの分を1ヶ月とし、その月の25日に支給する。ただし、その日が休日にあたる時は、その日の前においてその日に最も近い休日でない日とする。

(費用)

第5条 本協会は、役員及び評議員がその職務遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

3 役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、別に定める出張費規程に準じて出張費として支給することができる。

(公表)

第6条 本協会は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この改正は公益財団法人への移行の登記の日から実施する。

(別表1) 常勤役員俸給表

号	月額(円)	号	月額(円)
1	100,000	11	300,000
2	120,000	12	320,000
3	140,000	13	340,000
4	160,000	14	360,000
5	180,000	15	380,000
6	200,000	16	400,000
7	220,000	17	420,000
8	240,000	18	440,000
9	260,000	19	460,000
10	280,000	20	480,000